

令和4年6月愛荘町議会定例会会議録

令和4年6月7日（火）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 3号 令和3年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第 4号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 4 議案第25号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第26号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

出席議員（14名）

1番 久保田 正 利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 村 西 作 雄 君	6番 森 野 隆 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すすみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 村 田 定 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長 兼 企 画 政 策 監	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	上林市治君
総 務 政 策 監	生駒秀嘉君	福 祉 政 策 監 兼ワクチン接種推進室長	森 まゆみ君
産 業 政 策 監	北川三津夫君	みらい創生課長	西川傳和君

経営戦略課長	田中孝幸君	給食センター所長	阪本 崇君
公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君	人権政策課長	藤居祐司君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	福祉課長	小林充周君
健康推進課長	木村美紀君	子ども支援課長	重田祐史君
建設・下水道課長	羽田順行君	農林振興課長	山本拓也君
土地改良担当課長	楠 真二君	商工観光課長	藤野知之君
学校教育担当課長	山川 剛君		

事務局職員出席者

議会議務局長	青 木 清 司	書	記	伊 谷 一 真
--------	---------	---	---	---------

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。早朝から大変御苦労さまでございます。着座にて失礼します。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（村田 定君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日6月6日に引き続き、4名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 河村善一君

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） おはようございます。10番、河村善一です。一般質問を行わせていただきます。大きくは2つについて質問いたします。1、障害者の現状と今後の取組について、2、学校周辺の木の管理についてを今回一般質問させていただきます。

第1番目、障害者の現状と今後の取組についてお尋ねいたします。

県内の特別支援学校高等部の卒業生を対象に、昨年8月から9月に、余暇活動に関するアンケートを障害者本人と保護者に実施されました。そのアンケートの集計結果をまとめられ、最近本にされ、中日新聞でも取り上げられました。愛荘町の方もアンケートに答えられており、興味深いものとなっております。アンケートの回収総数は125通で、障害者本人が21通、21人、保護者の方が104人でありました。そのアンケートの、障害者本人に質問されたアンケートの項目の中で、家庭にいる時間は楽しい時間ですかという項目について、障害者14人の、知的障害の方のアンケート結果では、楽しいが5人、ある程度楽しいと思うが3人、楽しくないが嫌でもないが4人、あまり楽しくないが1人、楽しくない・苦痛が1名の14人でありました。

多くの障害者にとって家庭が安心して過ごせる場所であるが、1名の方は楽しくないとの回答でありました。その方の自由記述欄でも、会社のほうが仲間がいて楽しい。家では1人であることが多く、楽しくないと記入されていました。

同じ項目で、肢体不自由児7人の方のアンケートの結果では、楽しいが1名、ある程度楽しいと思うが3名、楽しくないが嫌でもないが2名、楽しくない・苦痛が1名でありました。計の7名であります。この方の自由記述欄には何も書かれていませんので、楽しくない理由が分かりません。

障害者本人にとって楽しいはずの家庭が楽しくない場所になっているというアンケート結果には、私自身ショックを受けました。このことについて福祉課長はどのように受け止められているかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えさせていただきます。

まずは、本アンケートが卒業生を対象としたものであることについて、学校という人的、物的に整った環境から、全てを自らが選択し、自由である一方、社会の一員であることがより強調される環境に移られた障害のある方々の思いである点に注目いたしました。

楽しいはずの家庭が楽しくない場所になっているという点について、理由の詳細は分かりませんが、家で独りになる孤独感からこのような回答をされているのではないかというふうに推測いたしました。また、御家族がおられる場合でも本人への関わり方は様々であると思われますので、家庭の、ごめんなさい、家族のケアという観点も必要と感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 私も障害の子がおりますが、家庭というのが一番楽しい場所であってほしいと我々家族は望んでおります。でも、子供にとってそう思っているとするならば、非常に、親にとっても、保護者にとってもその思いを、そこにめぐりながら、障害者自身がやはり家庭が一番楽しい場所であるべきだなと、そのように持っていく気持ちを大切にしていかなければならないなど、このアンケートを受けながら感じさせていただきました。そういうことがあるということ行政も、行政の方にそういうことを望むことは難しいんですけれども、障害者自身、本人自身が、保護者

自身が持っていかなければならないし、そう思っている障害者がいるということは認識の中に入れていただければありがたいと思っております。

2つ目、7人の肢体不自由児アンケート、7人が答えられているアンケートの中で、自由記述欄で、親の力を借りず、友達と遊んだり外出したい、行動範囲を少しでも広げたいという記述がありました。肢体不自由児であるがゆえに自分の思うように動けない、外出できないもどかしさがにじみ出ている意見がありました。このような方の意見に対し、福祉課長はどう考え、対応されているのかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。肢体不自由の方の外出に関する御意見についてお答えをいたします。

移動困難の障害がある方の中には、支援に対し、身内の力を借りたくないという思いをお持ちの方もおられると承知しています。一昔であれば、該当する制度はあるか、どのようなサービスを使うかが支援のポイントでしたが、現在は御本人のライフスタイルに合わせた移動支援を行政も共に考えさせていただいているところです。行政サービスの利用には限界がありますので、地域共生社会理念のもと、地域の皆さんによる取組も含め、障害のある方のニーズにきめ細かに応えられる地域づくりを考えてまいります。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） そのようにお願いしたいと思えます。

次に、保護者の、先ほどは障害者本人のアンケートの結果でありましたけども、障害者104人の中で64人の知的障害者の保護者の方のアンケート自由記述欄の中には、1、障害者の余暇活動の場が少な過ぎる。スポーツ、文化活動とももっと各市町で成人の障害者の余暇ということを考えてもらいたいと思う。2番目で、子供の余暇についても悩みますが、学校卒業後、保護者のつながり、集まれる場、機会がなくなり、それがとても寂しいと思っています。みんなどうして過ごしているのか、愚痴合ったり、笑ったり、いろんな話がしたいなと思えますと書かれているものがありました。以上のような意見に対し、福祉課長はどのように考え、対応を考えられるのかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 知的障害のある方の保護者が回答されている余暇活動の

場やつながりについてお答えいたします。

学校を卒業された途端、それまでのつながりや参画の場が極端に少なくなってしまうことが課題と受け止めております。このため、余暇活動の場であれば、例えば2025年には滋賀県で全国障害者スポーツ大会が開催されますので、障害者スポーツの普及を進めるよい機会になるものと考えています。また、保護者のつながりについては、グループづくりや場づくりの情報を仲介することなどができるのではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 集まる場の確保、これは障害者自身も考えていかなければなりません、コロナ禍で非常に出られない、接触できないというようなことになっているのではないかなと心配するわけであります。集まれる場が少なくなっているの、今後は集まれる場の確保をしていきたいと考えているところであります。

次に、保護者の、40人の重度障害者の保護者の方のアンケートの中で、御両親について仕事はされている方が多い一方で、父親が在宅の方が7人、母親が在宅の方が20名おられました。働きたい、社会の中で活躍したいと思っておられる保護者の方がおられるならば、社会参加できるようにしてほしいと思いますが、福祉課長はどう考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 重複障害のある方の保護者の社会参加についてお答えいたします。

御紹介いただいた内容だけでは、どのような要因により在宅となっておられるのか、また、社会参加の意向がどの程度おありなのかはわかりかねますが、御相談がありました際には、個々の状況に応じ、福祉課や関係機関等で対応させていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 障害者の方も健常者の方と同じように、できるだけ働ける場があるならば働きたい、外へ出たいという思いがあると、僕、当然あると思うんです。当然、子供のことがありますので、子供のことは見てからやっていく必要がある

うかと思うんですけども、そういう思いはアンケートの中にも出てきているわけですから、そういう思いの方がおられたならば積極的に、これはもう保護者の方から行動していかなければなりませんけれども、そういうときにはぜひ相談に乗っていただきたいなど、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、また、自由記述欄の中に、意思の疎通が難しく、本人の希望が分かりづらくて満足できているのか心配だと、また、次男に助けてもらいながらフルパートしているが、支援の利用日は週に一、二回しか利用できず、次男が就職した場合は生活できなくなる。毎日が不安な日々を過ごしている。リフォームも考えてもらえず、次男の助けがないと娘の生活が成り立たない状況であるとの、これ以上の意見もあったわけですが、主にお二人の意見の中ではありました。ヤングケアラー、保護者が年を取ってこられる中で、福祉課はどう考えられるか、対応されるかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 障害のある方を支える家族に係る現状と将来に係る御意見についてお答えいたします。

まず、ヤングケアラーの問題は家庭の外には見えにくいと考えられるため、民生委員や学校などからの情報提供により把握に努め、障害福祉担当や生活困窮担当、子ども支援課など、庁内各課や関係機関との連携を進めてまいりたいと考えます。

また、介護者の高齢化の問題については、早い段階から福祉関係機関との関わりを持っていただくことが将来的な支援者を確保することにもつながることから、障害のある御本人と御家族の描かれる将来像をお聞かせいただきながら、共に考えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 今回のアンケートは、このアンケートを取られた方とお話しさせていただく機会がありましたけれども、非常に、普通のアンケートとは今回は違って、保護者が、障害者本人も物すごく書かれた。こういう気持ちでいるんだということをこのアンケートにはまとめ、全部、ほとんどもう全部載せたんだというようなこともおっしゃってましたので、障害者の思いがどこにあるのかを我々も見ながら、また今後考えていきたいなというふうに思った次第であります。また一つ一つ困っておられることについて、本当に障害があって苦勞というか、多いと思いますけれ

ども、その中でまた生きがいを見いだし、その喜びを感じていただければありがたいなと思っております。

次に進みます。次の質問であります。愛荘町障害児者親の会の設立に向けた取組についてお尋ねします。

4月22日に、愛荘町の障害者親と関係者が集まって、愛荘町障害児者親の会の設立に向けた準備会を発足させました。御参加いただいた方の中から役員を選出しました。今後は、町内に住む障害のある当事者の方々とその家族の皆さんが気軽に集えて、これからの障害者の将来について、愛荘町で共に暮らし、共に学び、共に働き、共に活動することの実現を目指して、幅広く活動を進めていきたいと考えています。

今後の障害者計画等の策定に当たっては、アンケート調査に頼るだけでなく、障害者本人及び保護者の生の意見を聞いていただけるようにしていきたいと考えて、思っております。いろいろな意見をまとめていきたいとも考えております。そのため、障害者親の会が主体となり、今後月1回程度の会を開催し、いろいろ意見交換をしていきたいと考えております。4月22日に集まったメンバーは十数名でありましたが、愛荘町の障害者は多くおられ、障害の、知的障害、あるいは肢体、重複障害の方もおられるわけですが、今日まで、違いはありますが、今日までそれぞれ熱心に活動してこられた手をつなぐ親の会の皆様とも今後連絡を取り合いながら、共に進めきたいと考えているところであります。

そこで、町内の障害者に関わる親の会はどれぐらいあるのか。また、障害種別ごとに活動されている各種団体を把握されているのか福祉課にお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） まず、町内の障害者に関わる親の会の数につきましては、愛荘町手をつなぐ育成会の1団体です。御本人とその保護者がスポーツ大会の参加や障害者週間の啓発活動などをされています。

次に、障害種別ごとに活動されている各種団体については、手話サークル「ゆびゆり」、食べ物アレルギーを持つ親同士の情報交換の場である「ぷくぷくほっぺの会」、障害のある子供さんの放課後生活や余暇活動の拠点となる「もこもこクラブ」の3つの活動について把握しております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君）　なぜお尋ねしたかという、障がい者、私の身の回りの方は当然分かるわけでありませけれども、障害の種別によっては、本当にこう、見えてないというか、今お話しいただいた団体の方は御存じない部分、僕自身が知らない部分があるわけで、今後、障害者の方と多く連携を取りながら活動を共にすることができるならばいいのではないかなと、また、それぞれが意見交換をし、お互いにその活動を理解し合うということが大切ではないかというように考えております。そういう場になればいいなと思っていますし、親の会は親の会で保護者のほうが主体として動いていくことにはなろうかと思ひますけれども、連絡を共にしていきたいと考えております。

次に、あいとう和楽とあいとうふくしモールについてお尋ねしてまいります。

5月17日にあいとう和楽とあいとうふくしモールを視察させていただきました。愛荘町の障害児者の方も何人か就労されているとお聞きしたのと、今後愛荘町の障害者、生涯安心して地元で暮らし、働き続けられる場の確保を考える意味で参考になると考えたからであります。

まず、NPO法人あいとう和楽に行きました。東近江市妹町29番地の愛東支所ゾーンにあり、喫茶・厨房班、田園カフェこむぎ、木工班、さをり織り班の4つの班別作業を行っておられました。喫茶・厨房班は地域の配食サービスの事業、給食作りをされていました。また、田園カフェこむぎ班はですね、パン、クッキー、ケーキ等の製造販売をされていました。木工班は木工自主製品作り、販売をされ、愛荘町の方が指導されていました。さをり織り班は自主製品作りを行い、製品はマーガレットステーションで販売されているとのことでありました。

理事長の川副きよ子さんは、障害者の保護者が中心となって頑張り、福祉課に積極的に働きかけていくことが大切で、地域にお返しすることの大切さを話されました。

次に、あいとうふくしモールに行つてまいりました。東近江市小倉町にあいとうふくしモールがありまして、そこには高齢者や知的障害児者の働く、ならではの働き応援拠点施設として、NPO法人あいとう和楽、田園カフェこむぎの第2店が営業されておられましたし、また、介護を必要とする方々とその家族の暮らしを応援する、地域での安心して暮らしていくための応援拠点施設として、NPO法人結の家デイサービスセンターおぐら、NPO法人結の家訪問看護ステーション、NPO結の家ケアプラセンターがありました。また、食を支える福祉支援型農家レストラン野菜花、こ

の3つの施設がありました。このあいとうふくしモールから少し山の手に入ったところに古い民家を購入され、ほんなら屋がありました。そこはあいとうふくしモール運営委員会ほんなら堂で、モールの事務局をされており、働くこと、暮らすことに不安を感じている若者たちの居場所づくりの活動の一環となって取り組まれており、おにぎりを作られていました。

今後、これらを参考にしながら、障害児者の福祉計画を考えていきたいと思っております。福祉課長は御存じだったか、これらのあいとうの取組についてどう思われるか、意見を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。

あいとう和楽につきましては、議員より御紹介のありました川副理事長を存じております。また、立ち上げ当初に施設を見学させていただいております。私が理事長とお出会ったのは、20年ほど前の秦荘町時代に、愛知郡4町で開催された障害児対象事業、サマーホリデーサービスの担当をしていたときに遡ります。理事長は愛東町代表のボランティアリーダーとして御活躍されており、御一緒させていただいたという経緯がございます。その同時期にあいとう和楽の施設長に就任され、障害者のアートに関する取組にも力を入れられ、マーガレットステーションでの作品展示を積極的にされていました。先日、20年ぶりにお電話でお話をさせていただき、お元気でますます御活躍されている御様子をお聞かせいただいております。なお、現在は就労支援B型の施設となり、愛荘町の利用者も3名おられます。

次に、あいとうふくしモールにつきましては、10年ほど前にオープンしたということで、存じてはおりません。理事長から見学のお誘いもありましたので、近々訪問させていただきたいと思っております。

理事長からは、御自身も障害のある御家族との関わりの中から、当事者として自分たちの手で障害者の就労の場をつくろうと御尽力された経緯があったことを伺いました。行政もさることながら、本人や家族、地域の声が福祉のまちづくりの大きな原動力になると教えていただきました。御本人、御家族のいろいろな声をお聞かせいただき、地域関係者などの様々な参画により愛荘町の障害福祉をつくり上げていければと思います。河村議員におかれましても、御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 今回はあいとうふくしモールの御紹介をさせていただきました。今までの、今日まで行ってこさせていただきました一般質問の中で、日野町のわたむきの里の紹介もさせていただいてきたわけでございます。日野町わたむきの里はなかなか、あそこまでの社協が入り込んでやっていくには難しい。到達には、目標としてはそこにあるわけでございますけれども、あいとうふくしモールのように10年かけて今日まで愛東町のそういう、和楽をつくり、ふくしモールをつくり、そこを、1つのモールですので、駐車場を一緒にしてその何団体かが寄ってそういうものを作ってこられた実績というのは非常に高いものがあるのではないかなど。愛荘町にもそういうような、それぞれの場所に福祉の活動があるわけですが、そういうような、お互いに連携し合いながら、福祉のまち愛荘町としてもやっていけるようなことができるならばいいのになど。これは行政に頼るだけではなく、障害者、我々自身も積極的に働きかけ、行動していきたいと考えているところであります。今すぐに100%大きなことができるわけではないんですけれども、障害者自身も、我々自身も頑張っていきたいと思っておりますので、御支援をお願いしたいと思っております。

先日、6月5日に、朝の6時にNHKのニュース全国版で「子どもたちの笑顔の写真展～撮影したのは元戦場カメラマン」ということで放送されました。6時から全国放送で、以前にこれは3月23日から4月10日に写真展が、そののびんてまりのところで写真展があり、3月27日に1時半から國森康弘さんのトークイベントがあったわけですが、それが日曜日の6時、5分、10分程度ですね。

この春、滋賀県の人口2万の小さな町で、ある写真展が開かれたと。テーマは「子どもたちの笑顔」。モデルは生活の中で常に医療的なケアが必要な子供たち。撮影したのは世界の戦争、紛争で取材してきた元戦場カメラマンでしたと、こう全国の放送でされて、私も「あ、これが放送されてんねや」、見た内容でもありますけれども、そのようなことが放送されて、愛荘町が、愛荘町はつきり出てましたから、非常にうれしく思いましたし、これからもそういう活動をしていきたいなというように思っております。

そのことをLINEで話をしていたときに、私の友達というか、友達からですね、私も介護ヘルパーの仕事に就いたときに、難しい障害のあるお子さんのお母さんから指示していただいて、通院介護していたことがあります。言葉を発することはできま

せんが、時折にこっと笑ってくれるその笑顔にこちらのほうが癒やされる思いがしました。お母さんもこの笑顔があるから頑張れるとおっしゃっていました。こうした取組が広がると、親に代わって将来を支えてくれる支援体制が進んでいくことを願っていますというような応援メッセージを私に頂きました。また、河村さん、ありがとうございます。子供たちの明るい、美しい一心の表情が見事に捉えられていることを、感動を覚えました。命を見詰めることについて考えさせられましたとって御連絡をいただきました。愛荘町のあそこで写真展ができ、多くの方に見ていただき、また全国放送されたことは誇りに思いたいと私自身は思っております。企画していただいた方に感謝申し上げたいと思っております。

次に、学校周辺の木の管理についてお尋ねいたします。

5月15日のテレビ報道で、東京・文京区の公園で14日の夜、倒木が発生し、周辺の住宅に被害が出たと報道がありました。道路を塞ぐように倒れた大きな木、公園の木が根元から折れていました。架線も巻き込んだため電柱も倒れ、住宅の一部が損壊していて、警視庁によると、けが人はいないという。この木は倒木のおそれがあり、伐採が予定されていたそうでもありますけど、倒木してしまったということでもあります。

その2日前の5月13日の金曜日の報道では、熊本市は12日夜、中央区渡鹿の市道、通称産業道路の街路樹2本を伐採したと言っていました。このことは、4月27日に熊本市中央区の市道で街路樹が倒れたもので、倒れた街路樹は高さ15メートル、幹回り1.8メートルのチハラザクラであり、上下4車線のうち3車線を塞ぎ、約3時間半交通規制がかかったそうです。地下の根張りが不十分で、風雨に耐え切れず倒れたもので、1日およそ3万台以上の車が往来する市道での樹木に対する対応が急がれたとのことでありました。

この事故を受けた熊本市は、周辺及び400メートルの区間に植えてある桜の木40本について緊急点検を行い、目視で空洞が見つかった2本を伐採しました。風雨が強まる日が増える梅雨に向けた道路安全管理の一環であったそうでもあります。

そこで、質問いたします。この報道を受けてすぐに思ったのが、愛知川小学校運動場の樹木と忠魂碑の樹木でありました。大丈夫だろうか。ポプラの木があります。フェンス越しに木を見てみると、空洞になっている木もあり、倒木が怖いと思いました。また、子供が興味本位で木に登ったりすると大変なことになると思うので、点検して伐採してもらいたいと思っております。今まで点検されたと思うのですが、なぜ

空洞の木が残ったのかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） 各校園の樹木の管理については、高木、低木の維持管理を造園業者等に委託しています。また、緊急的な点検としては、台風などの自然災害による被害状況確認をして、教職員や町職員による敷地内の見回りを実施しています。

議員御指摘の樹木を目的とした点検は近年できておりませんが、委託業者による、業者やシルバー人材センター、教職員等の緊急点検において、危険性のあるものについては報告をお願いし、伐採等を実施してきたところです。

御質問の空洞の樹木においても確認させていただきました。倒木の危険性も含めて、樹木の専門である樹木医に相談させていただき、今後の対応を考えていきたいと考えております。また、忠魂碑については、福祉課において町シルバー人材センターへ委託発注し、消毒や除草、剪定を実施していただいております。不都合があれば報告いただき、作業完了後には発注者が現場確認を実施しているところでございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） しっかりと点検してもらいたいと思います。

それは、あそこの愛知川小学校の場合、外周道路が散歩道で歩けるようになってますよね。そこで見ていると、もうそこから木が空洞になっている、危ないなど思っているところがあるわけです。だから、なかなか、学校の先生たちは歩くことはなかなかないと思うんですけども、やはりしっかりと問題、事故にはならないようにしていただきたいなと思っております。

質問2、小学校の周りに桜の木が植えられています。毎年毛虫の消毒はされていると思いますが、学校の周りの皆さんには言っていないとか、伝わっていないとお聞きいたしました。今後は、消毒する際には一言断ってほしいと言われているので、消毒する前には連絡してからにさせていただきたいと思いますが、このことについてお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） 小学校の敷地内にあります樹木の消毒作業については、毎年、業者委託により実施をしています。

学校の周りの皆さんへの周知については、業者と日程調整の上、各戸へポストインにより周知しているところです。降雨等により実施日程が変更になった場合もできる

限り周知しています。周知ができていないとの御指摘ですが、周知先の影響のある家のみとしておりましたので、周知漏れによりできていなかった家屋があったものと考えています。再度周知家屋の確認を行い、周知漏れがないように現地や地図を確認しながら、周知徹底を図っていきたいと考えています。また、周知できていない家屋の情報がありましたら、教育振興課まで御連絡をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） できるだけ多くの、野菜なんかはやっぱり近くで作られているので、被害が出て文句言いに行くこともできないけれども、きつい消毒を結構されるそうで、毛虫がぼたぼたぼた落ちてくるというようなことも聞きましたので、そこら辺はしっかりとやっていただきたいなど。もしあれだったら、やっぱり区長さんにも連絡して回覧回すぐらいのことはしていただくなりはしていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

質問3、学校だけではなく、町管理の道路等での樹木及び公共施設の管理はちゃんとできているのか心配である。これから台風が来ることもあり、木が倒れる必要のあるところは早めの対策を求めるが、どうなっているかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

建設・下水道課で街路樹を管理している区間は、愛知川庁舎前から図書館に通じる町道の歩道に設置しているクスノキ9本で、毎年、高木剪定と消毒作業を行い、景観の維持に努めております。消毒の際は、通勤時間帯や人通りの少ない時間帯に作業しております。点検作業については、仕様書で特に明記しておりませんが、街路中に空洞や倒木のおそれがある場合はすぐに報告するよう、今後、委託業者に周知を図ってまいります。

このほか、日常において町道に近接する路肩等で桜の木や雑木などが張り出し、通行に支障を来す場合は、当課で速やかに伐採や剪定、除去を行い、適切な維持管理に努めております。

次に、各公共施設の樹木管理については、毎年一括発注により消毒、剪定作業を業者委託しております。また、日常において道路に近接する路肩等で桜の木や雑木など

が張り出し、通行に支障を来すおそれがある場合は、それぞれの施設において速やかに伐採や剪定、除去を行い、適切な管理に努めているところでございます。

倒木等の危険性の点検、診断については、建設・下水道課と同様で、仕様書や特記事項に明記しておりませんが、樹木の消毒、剪定時に倒木のおそれ等の異常を発見した場合は、すぐに報告するよう委託業者に周知してまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 熊本市のその後どうなっているかという記事をちょっと調べておりましたら、6月3日配信の記事で、4月に発生した街路樹の倒木事故を受け、市内の道路で実施した緊急調査で対象とした、熊本市、でっかいのであれですけど、約1万3,000本、熊本市にはあるんですけど、危険性とみなされたのが126本の木だったということが書かれていまして、6月10日までに126本の伐採を終える予定だというようなことであります。剪定なりあるいはいろいろ事はあるかと思えますけれども、やはり事故の起こる前に、やはりはっきりとそういうような伐採計画を立て、これから梅雨、また台風も来るかもしれません。そういう災害に備えていたいただきたいと思えますけど、そこについて万全にできるのかどうか確認して終わりたいと思えますが、答えをいただきたいと思えます。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 議員おっしゃるように、非常に重要なところでございまして、木の点検等につきましてはしっかりと委託業者に点検をいただくということで、今回につきましては徹底してまいりたいというふうに思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思えます。ただ、業者のほうからそういった危険の木があるということがございましたら早急に対応させていただくというところで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） ありがとうございます。障害者、今回は学校樹木について、2つのことに質問させていただきました。今後いろいろ課題もあろうかと思えますけれども、行政とともに障害者福祉施策のために、愛荘町の障害者のために頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願ひして終わりたいと思えます。どうもあり

がとうございました。

○議長（村田 定君） 以上で、10番、河村善一君の一般質問を終わります。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（村田 定君） 次に、11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江、一般質問を行います。今回は4つの項目について一問一答でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、新型コロナについて4点ほど質問します。愛荘町での新型コロナウイルス感染症陽性者が確認されています。誰が感染してもおかしくない状況です。最近では軽症者が多いという傾向はありますが、深刻な状況が続いています。

1点目として、ワクチン接種についてです。5月10日の議会全員協議会で、4回目のワクチン接種について説明がありました。提示された5月2日現在の接種状況では、全対象者の接種率で1回目は81%、2回目は80.5%ですが、3回目は55.3%です。早めに接種を受けた65歳以上でも、1回目94.9%、2回目94.6%ですが、3回目は84.1%と減少傾向です。任意接種なので接種しないという選択をされる方もあります。1・2回目はセットなのでほぼ同じくらいの接種率ですが、1・2回目を受けた方が3回目を受けない選択をされる方もいらっしゃいます。4回目は特例臨時接種として位置づけられ、60歳以上の方と18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方ということで対象が限られていますので、全体を対象にした接種は3回目までと見受けられます。

以上のことから、1・2回目に比べて3回目は減少傾向という状況についてどのように考えるのか、3回目のワクチン接種後の有効性はどうかの2点について答弁を求めます。

○議長（村田 定君） ワクチン接種推進室長。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） 御答弁申し上げます。

3回目の接種の状況でございますが、5月18日現在の接種率は全国62.5%、滋賀県も同様の62.5%、愛荘町では64.1%となっており、全国的な傾向として1・2回目と比較して低い状況となっております。その要因としましては、現在の感染の主流となっているオミクロン株の症状がそれほど重篤なものではないことに加えて、1・2回目のワクチン接種後の発熱等の副反応が強く出たことなどから、若い年代層

を中心に接種を差し控える傾向があるためと考えられます。

町といたしましては、ホームページなどで接種の重要性をお伝えするとともに、ワクチン接種を希望する方への接種の機会を確保することが重要であると考えております。

続きまして、3回目のワクチンの接種後の有効性についてでございます。1・2回目接種後、ワクチンの効果は時間の経過とともに低下をしておりますが、18歳以上では、3回目の接種を行うことによりオミクロン株に対する感染予防効果と発症予防効果、そして入院予防効果が回復すると報告をされております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。

町で取り組むこととしては、4回目においてもワクチン接種を希望する方が漏れなくスムーズに受けることができるように予約、送迎面で、3回目も1・2回目の接種と、申し訳ありません。4回目も1、2、また3回目の接種と同じ援助体制をされることを確認しておきますので、これについての答弁を求めます。

○議長（村田 定君） ワクチン接種推進室長。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） 御答弁申し上げます。

4回目の接種につきましても、1回目、2回目、3回目同様、予約に対するフォローでありますとか、送迎に対する対応をしっかりと取ってまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） では、次の質問に行きます。

2点目として、夏のマスク着用についてです。今やマスクの着用が常識となっております。しかし、マスク生活の3回目の夏が来ます。新聞紙上で、本格的な夏を前にして、屋外でのマスク着用をめぐる議論が政府や医師会などで熱を帯びてきたとされております。熱中症の心配や子供たちのマスク着用をどのようにするのかという課題にどのように向き合うのかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、新しい生活様式として一人一人が感

染防止の3つの基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや3密を避ける等の対策が求められております。これまでも熱中症予防としてマスクの上手な使い方について町ホームページ等で啓発してまいりましたが、今後も熱中症に注意しながらの感染対策は重要であると考えています。

こうした中、5月20日に厚生労働省からマスク着用に関する新基準が発表され、屋外において他の方と2メートル以上の十分な距離が確保できる場合や、屋内において他の方と2メートル以上の距離が確保でき、かつ会話がないうちなどには、マスク着用の必要がないと示されたところでございます。

また、滋賀県におきましても、同日、屋外活動で感染の可能性が低い場面での着用は不要とする基本指針が発表されております。

教育分野においても、屋外での距離や、申し訳ありません。屋外での活動や学校での体育の授業、園児の外遊び等も同様にマスクの着用は必要ないとしております。よって、当町におきましてもマスク着用に関しては基本的な感染症対策を踏まえた上で、県と同様の運用をしてまいります。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、答弁をいただきましたが、その町民に対しての周知を、この内容についてどのようにされるのかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（水谷徹也君） 住民への周知というところでございます。現在毎日、防災無線の定時放送でマスク着用による熱中症対策について周知をさせていただいているほか、町のホームページにおきまして、厚生労働省からの屋外、屋内でのマスク着用啓発チラシ及び滋賀県の啓発チラシを掲載をしておるところでございます。屋外だけでなく屋内においても、状況に応じて熱中症防止の観点から外すことが推奨されておりますので、御確認を願えると幸いです。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 学校、幼稚園、保育園では、このように今、答弁あったわけなんですけれども、マスクを外したくないという生徒さんもおられるかと思えますし、保護者さんの心配もあるかと思えます。それで、熱中症のこともありますし、

マスクの着用、また取り外しについてどのように指導されているのかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（山川 剛君） お答えさせていただきます。

学校現場では、先ほど申されましたように、学校現場でも同様にマスクの熱中症対策も基本にしまして対応していただくように、各校園長に臨時の校園長会もしまして対応するように申し上げます。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） では、次の質問へ行きます。

3点目として、修学旅行についてです。県内の小学校5年生のフローティングスクールが日帰りで行われるということが新聞に載っていました。子供たちにとって貴重な体験学習になると考えます。同時に、修学旅行も団体行動、平和学習、歴史学習などの貴重な体験学習であり、思い出に残る大切な授業の一環です。コロナ禍の中で思うように実施できなかったのが現実ですが、今年度の修学旅行はどのように計画されているのかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（山川 剛君） お答えさせていただきます。

今年度の修学旅行について、両中学校では既に4月末に実施しております。昨年度は1泊2日でしたが、今年度は2泊3日の行程で実施いたしました。平和学習、体験学習、フィールドワーク等を取り入れ、従来の修学旅行と同様の行程となっております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、事前の健康観察を複数回実施し、移動時の換気、各行程での手洗いの徹底等、細心の配慮をしております。また、できるだけ少人数での宿泊となるよう部屋割りを工夫するなど、宿泊における対策も実施しました。

小学校では、10月、11月に1泊2日の行程で計画をしております。計画では、フィールドワークを通しての歴史学習、キャリア教育に関する体験学習等、従来の修学旅行と同様の行程としております。実施時期の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた感染症拡大防止対策を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今答弁いただきまして、両中学校については4月に実施されたということを伺ったわけですが、小中学校ともに従来の修学旅行の行程に戻られたようで、細心の注意を払いながらですが、少しずつ日常に戻ってきていることと考えます。

バスの中や食事、宿泊時など密にならない対策が必要ですが、中学のときはどのように注意されたのか。また、これから行われる小学校の修学旅行に生かすべき中学校での教訓があれば答弁を求めたいと思います。

○議長（村田 定君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（山川 剛君） 中学校においては、先ほど言わせていただきましたように、移動時の換気、バスの中では換気をずっとしている状態ですし、新幹線では、電車の中は換気をされておるといことでしております。また、業者との確認をしまして、食事のときも細心の注意を払いまして、少人数での食事を囲むとか、そういうことをして感染拡大を防止しております。3密を避けるために、集団で行動のときも会話を少なくする、集団のときはマスクを着用する等の3密を避ける対策もしております。小学校でも同様に、移動時の換気、各行程での手洗い徹底等を行いまして、修学旅行ですので楽しい思い出ができるように感染予防をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） では、次の質問をさせていただきます。4点目に、暮らし応援の取組についてです。

政府が4月26日策定した原油価格・物価高騰等総合緊急対策の中には、地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分1兆円の創設も含まれています。実施計画の提出期限は7月29日です。なお、政府の緊急対策に福祉灯油等への特別交付税措置が、21年度に引き続き、22年度も盛り込まれました。

また、文部科学省は4月28日付で、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」についてとして、自治体に次のように臨時交付金の活用を要請しています。この緊急対策の柱立ての1つに、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困

窮者等への支援が掲げられ、学校給食等の負担軽減等として、地域の実情に応じ、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充、活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行う、ちょっと中略がありますが、このようなこととされています。

学校給食を実施する学校設置者におかれては、これらのことを踏まえ、関係部局等と緊密に連携し、地方創生臨時交付金の拡充により創設されるコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めていただきますようお願いいたしますというものです。

このような地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分も利用して、暮らし応援のために福祉灯油の取組、学校給食費の保護者負担の軽減を実施していただくことを求めますが、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 福祉灯油の取組についてお答えいたします。

福祉灯油の取組につきましては、事業の創設は考えておりません。灯油以外の燃料を使用されている場合や、これから迎える季節において採暖が不要となること、また、住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業も実施しておりますことがその理由でございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 学校給食費の負担軽減の部分についてお答えをさせていただきます。

コロナ禍における原油価格・物価高騰により学校給食で使用する材料費が高騰しており、主なものとしましては、小麦、油、野菜等が値上がりをしている状況でございます。

そのような中で、給食に使用する材料費につきましては保護者に負担いただいているところではありますが、コロナ禍において保護者の経済的負担が増大することのないよう努めるとともに、これまでどおりの栄養バランスや量を維持するため、献立や使用材料を工夫などし、給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、保護者負担の軽減につきましては、過去2年間におきまして、副教材をはじめ

めとして教材に係る費用について、町費で導入したデジタル教材を活用するなどして、できる限り保護者負担を抑制するよう校園長会等々で指導し、各校園で精査を行っております。今後もそうした取組を継続しながら、トータル的に保護者負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁に対して再質問させていただきます。

原油価格・物価高騰が学校給食の材料費に影響があったという答弁をいただきました。滋賀県では、原油価格・物価高騰等により、給食支援事業として、県立学校においてこれまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を維持するための経費を支援し、保護者負担の軽減を図られます。愛荘町でも保護者負担の軽減を図るために、また、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を維持するための経費を支援することを求めます。これは学校給食費をそのままであっても、やはりいろいろと栄養バランスとかそういうことが減らされる、今までより悪くなるということがないように、やはり元に支援していただくということでも保護者負担の軽減ということになると思いますので、その点を踏まえてこのようなことを求めますが、答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 御質問ありがとうございます。

今後いろいろな意味で、様々な材料等が恐らく値上がりしていくような状況かと思っておりますので、そのことにつきましては十分注視をしていく必要があるというふうに思っておりますし、交付金の活用等につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ぜひ御検討よろしく申し上げます。

では、次に行きます。次に、個人情報保護条例について質問します。

デジタル改革関連法が今年の9月1日に施行されたことに伴い、国は地方に対して自治体独自の個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置は最小限に制限し、自治体が条例で国より強い規制をすることに縛りをかけようとしています。条例リセットの最大の目的は、匿名加工情報制度（オープンデータ化）と情報連携（オンライン結合）を自治体に行わせることです。国は、教育、健康診断、介護サービス、子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報

報の宝庫である自治体が保有する情報を吐き出させようというのです。今年度予算に計上された個人情報保護法対応支援業務委託料244万2,000円について質問したところ、個人情報保護法が改正され、個々の自治体が全国的な共通ルールによって個人情報保護条例を改正する旨の答弁がされています。全国的な共通ルールとは具体的にどのような内容なのか、個人情報保護法対応支援業務はどのような業務の委託なのか、情報改正までのタイムスケジュールについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度について、個人情報の定義の一元化や個人情報の取扱いなどといった共通ルールが法律で明確に規定されました。

今年度に予算計上しております個人情報保護法対応支援業務につきましては、新法の施行に伴い、個人情報保護条例をはじめ、改正の検討を要することとなる当町の例規を洗い出し、新制度に沿った整備を業者に委託して行うものでございます。

個人情報保護条例改正の現時点におけるスケジュールにつきましては、本年12月をめどに改正の方針を決定し、令和5年3月議会に改正条例案を上程させていただき予定としております。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を行います。

デジタル改革関連法では、現行の匿名非識別加工制度などではまだまだデータ利活用が進んでいないとして、データ流通、利活用に邪魔な規制を取り除き、データ流通、利活用をしやすくなる仕組みを盛り込みました。自治体が独自に制定する個人情報保護条例も、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容するなら、今後の条例づくりには縛りがかけられることになり、地方自治の侵害となります。

そもそも個人情報の収集、利用は、①利用目的の特定、②事前の本人同意、③利用目的の範囲内の収集・利用、この3つのことが原則となっています。先ほども質問の中で申し上げましたが、個人情報保護条例リセットの最大の目的は、匿名加工情報制度（オープンデータ化）と情報連携（オンライン結合）を自治体に行われていること

です。これまでの住民要望に応えた自治体独自の個人情報保護策を崩し後退させるものです。自治体は、匿名加工制度の創設によって管理リスクが増し、過重負担となる問題も引き起こします。民間への情報提供の際、匿名化の作業を外部委託することも可能であり、膨大で詳細な加工前の個人情報が委託先の外部法人へ渡ることになります。本人同意もないままに外部に渡った情報が漏えいすれば、住民の行政への信頼を失いかねません。個人情報保護条例のリセットにはこのような重大な問題があります。今、答弁の中では洗い出しの段階ということで、内容についてははっきりとした答弁ができない状況と把握していますが、今申し上げたような、このようないろいろな問題がある中で、町民の個人情報を適正に保護するために、町としてのしっかりとした方針、考えが必要になると思います。個人情報保護法対応支援業務で委託先に示している町の方針と考え方をお聞きしたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 現在、委託先のほうに業務を委託している目的の中に、制定改正の検討を要することとなる地方公共団体における個人情報保護制度に関する例規の整備について支援を行うこととしており、新たな個人情報制度への移行に資することを検討するとしております。

具体的な内容としましては、現行条例との比較を十分行うことで必要な整備等を行うことを目的としておりますので、その辺、十分業者とともに対応してまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、必要な整備を行うというのは、どこに必要な整備なのか。結局、政府が個人情報を取得したいためにそれを必要とする、このような法律をつくりましたので、そのための整備なのか。ではないと思います。やっぱりこれは町民のための整備に、町民の個人情報保護のための整備にならなければいけないと思いますので、それを訴えておきます。

そしてもう1つです。先ほど答弁の中に、12月までは改正の方針を決定するということを言われまして、そして、3月までには、令和5年の3月議会に改正条例案を上程される予定ということ答弁されました。このことから、突然3月までに条例案の上程ということになるのではなく、議会のほうには12月までに議会の報告をされ、また、その後3月までにまたその経過を全協などで度々報告していただくことを求め

ますが、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

まず、前段のほうの御質問のほうの必要な整備の部分につきましては、今回の法改正によりまして全国的な共通ルールが規定されることとなりました。条例において独自に規定できる内容には限りがありますが、現行の条例と比較検討を十分に行う必要があるところについて整備を進めていくこととしておるといってございまして。

また、2点目のほうの個人情報保護制度に伴う対応等について、議会のほうへの対応というところにつきましては、まず当課で検討しております部分につきましては、まず今回も予定されております産業建設常任委員会のほうで今後の対応についてまず説明させていただきながら、順次検討内容を議会のほうにお示ししていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） このところですけども、次の質問を行います。

このような状況の中でも町の裁量で本人同意、安全確認、オンライン結合禁止など個人情報保護が貫かれる部分を残す条例となることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

改正後の個人情報の保護に関する法律では、個人情報のオンライン結合に制限を設ける規定や個人情報の取扱いを本人からの直接取得に限定するような規定を条例によって独自に定めることは容認されていないことが国の指針により示されております。引き続き個人情報の安全管理のために必要な対応を講じられるよう、十分に検討しながら条例の見直しを進めてまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、答弁いただきましたけれども、つまり、オンライン結合による提供の制限というのは、この現条例の第16条に定められています。オンライン結合により保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならないということを定められています。ですから、この部分が今の内容だと改定になるということで、そのようなことになるのかということについて答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

現時点において、この部分の一部内容が改定になるということで、現在検討を進めておるとい状況です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） これはやはり国の方針どおりでありますけれども、かなりの重大な問題を含めております。個人情報保護の徹底のためにぜひ原課の検討を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。次に、「チャレンジ『家庭ごみ15%減量化作戦』～私の一日のごみ減量行動～」の取組について質問します。町は、6月1日から6月30日を実施期間として、「チャレンジ『家庭ごみ15%減量化作戦』～私の一日のごみ減量行動～」を行っています。町民向けの啓発資料が作られていますが、これを見るとどうしたらごみを減量化できるのかがカット入りで分かりやすく書いてあり、こうしたらいいんだと今まで知らなかったことも書いてありました。13年間で15%のごみを減量化する目標とのことですが、13年間で15%減量化の根拠について答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

減量目標値の設定は、処理対象物や施設規模、処理方式などの必要な基本的事項を定めることを目的に策定した施設整備基本計画におきまして、設定した熟改修施設規模と乖離しないような将来ごみ量を検討し、その結果、令和13年度に令和元年度実績値から15%の減量としたものでございます。また、ごみ処理施設の施設規模は、令和11年度のごみ搬出量推計値に基づいて算出をしております。この目標値の設定につきましては、1市4町で策定された彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画における将来ごみ量となり、構成市町で共通した目標設定となるものでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を行います。

町民の方に配られた、全戸配布された冊子の中では、令和元年度のごみ総重量4,781トン、1日1人当たり612グラムの家庭ごみを、令和13年度の目標はごみ総重量4,147トン、1日1人当たり522グラム、そして今年度はごみ総重量4,

557トン、1日1人当たり587グラムを目指しますと書かれています。ここで言う家庭ごみとはどんな種類のごみなのかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　家庭ごみとはどのようなものを指すのかという部分でございます。減量対象といたしますごみの種類につきましては、特に減量が必要とされます燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみを対象としております。

以上でございます。

○議長（村田 定君）　　11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君）　　その3種類のごみのそれぞれの目標値がどうなっているのかについて答弁を求めます。令和13年度と令和4年度の1日1人当たりの内訳が分かったら教えてください。

○議長（村田 定君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。

令和13年度の目標値につきましては、先ほど御指摘のありました1人1日当たりごみ量としまして、522グラムでございます。これは、令和元年度対比マイナスの90グラムでございます。3種類のそれぞれの目標値の内訳につきましては、燃やすごみが424グラム、こちらは令和元年度対比でマイナスの75グラムでございます。燃やさないごみにつきましては18グラム、こちらは令和元年度対比マイナスの6グラムでございます。また、粗大ごみにつきましては37グラム、こちらも元年度対比マイナス6グラムとなるところでございます。また、このごみ量の全体総数につきましては、この3種類のほかにも有価物といたしましてその他資源ごみが含まれておるといったところでございます。

また、令和4年度の目標値でございます。こちらにつきましては、1日1人当たりごみ量は、御指摘のとおり587グラムでございます。これは、令和元年度対比でマイナスの25グラムでございます。それぞれの目標値につきましては、燃やすごみが481グラム、こちらは令和元年度対比マイナスの18グラムでございます。燃やさないごみが20グラム、こちらは令和元年度対比マイナスの4グラムでございます。粗大ごみが41グラム、こちらにつきましては令和元年度対比マイナスの2グラムでございます。こちらも同様、ごみ量の全体総数には3種類のほかにも有価物としてその他資源ごみが含まれておるといったところでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） もう1つお聞きします。令和3年度におけるそれぞれのごみ量の到達はどうなっているのか答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

令和3年度のごみ量といったところでございます。こちらにつきましては、令和3年度の目標値をまず申し上げますと、1日1人当たり594グラムでございます。令和元年度の1日1人当たり612グラムより約3%の削減の目標となっておりますのでございます。また、令和3年度のごみ総量の実績につきましては、1日1人当たり614グラムでございました。その内訳といたしまして、燃やすごみが503グラム、燃やさないごみが18グラム、粗大ごみが50グラムとの結果から、目標値の594グラムに対し1人当たり20グラム上回る結果となったところでございます。加えて、こちらの数字につきましては、令和元年度1日1人当たりのごみ量とほぼ同数であったといった結果でございます。よって、令和3年度につきましては目標達成とはいきませんでしたけれども、やはりこれらの要因の1つにはコロナ禍によります家庭への巣籠もりもあるのではないかというふうに考えておるところでございます。今年度につきましては目標値に一步でも近づけるよう取組のほうを強化してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） では、次の質問に行きます。

よい取組だと評価はしますが、資料を配っただけではどのくらいの人に関心を持って進めているのか、取組の推進状況も分かりませんし、結果的には今後のごみの減量化につながるかどうかも疑問です。例えば、町民同士の交流の機会をつくる、アンケートの実施、広報やホームページなどへの投稿など、もう一工夫が必要なのではないかと考えます。これについての見解を求めますが、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

今回実施しております「家庭ごみ15%減量化作戦」につきましては、5月20日

にチラシを全戸配布いたしましたほか、町内におられます美化推進委員への直接配布、町のホームページへの掲載、防災無線での周知、またリバースセンター受付での事業所へのチラシ配布及び説明のほうを実施をしておるところでございます。加えて、庁舎におきまして、ごみ袋販売時にチラシの説明等を実施しておりまして、事業所に対しても広く周知をしておるところでございます。瀧議員をはじめ、議員各位におかれましても周知と実践に御協力をいただけますようお願いいたしたいと存じます。

議員御指摘のその他の点につきましては、取組結果や問題点を把握、検証した上で、今後考えてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問ですが、今の15%ごみ減量化作戦に対して町民の反応がありましたら、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 町民への反応といったところがございますけれども、チラシ配布後におきまして、資源化できる雑紙があるんですけども、雑紙の種類なり捨て方等につきまして、当課にも多くのお問合せをいただいております。また、島川にございますエコステーション、こちらにも確認をいたしましたところ、問合せなり雑紙のみの搬入もあるといったこともお聞きをしておるところでございます。こういったお問合せがあるといったことで、少しでも関心を持っていただいているというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問に行きます。

また、6月の期間が終わってからの減量化に向けた取組を引き続き行っていく必要があると考えますが、その見解を求めますので答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

ごみ減量化に向けた取組については6月を強化月間としておりますが、目標達成に向け、引き続き継続した取組が重要であると考えております。まずは4つの取組に目標を定め、住民、事業所、行政がそれぞれ高い意識を持ち、生産、消費、廃棄、再利

用等、それぞれの局面でごみの減量化と資源化に協働して取り組むことにより、質の高い循環型社会の構築を目指してまいりたいと考えております。そのためには、分別に関する啓発の充実や情報発信を強化するとともに、今年度以降については住民と一体となった取組として、自治会に対する出前講座の実施や町催し等における啓発等についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を行います。

私が考えるのには、令和4年度の目標を実効性のあるものにするためには、生ごみの水分を少なくして減量することが重要課題と考えています。この生ごみの減量化に取り組む決意について答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 生ごみの減量化に取り組む決意といったところの御質問でございます。今回の取組で特に力を入れております1つに、議員御指摘のとおり、生ごみの減量化がございます。生ごみの約40%は水分と言われております。減量の第一歩は生ごみの水切りの徹底であると考えております。実際に一絞りすることで重量は約半分に削減、また、生ごみを乾燥させると約85%も重量が軽くなった結果が出ております。

次に、もう1つの取組といたしまして、堆肥化の徹底でございます。可燃ごみの約40%は生ごみでございます。この生ごみを資源化することで大幅なごみの減量化につながります。当町では、家庭用生ごみ処理容器設置補助金交付要綱に基づきまして購入補助をしておりますので、ぜひ御活用をいただければと考えております。

加えて、家庭での取組や工夫されていることを直接住民さんにお聞きするような場も必要でないかなというふうには考えております。1つの取組といたしまして、先ほど御答弁させていただきましたとおり、自治会に出前講座等に出向かせていただき、住民様と一緒に減量化に向けて考えていく、そういったことも今後必要でないかというふうにご検討いただいております。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を続けさせていただきます。本当にいろいろな取組をしていただきまして、ごみ減量化に努めていただきたいと思います。では、再質

間をさせていただきます。

配布チラシの中にエコステーションという事業所の名前が、先ほども言われていましたけれども、記載されています。私は先日、自宅の資源ごみをエコステーションに持っていったところ、次々に自動車が入ってきて、いろいろな種類の資源ごみを持ってこられ、ごみ減量化に貢献されていることが分かりました。いつでも持っていけるしとても便利、よく利用している、利用するようになってからごみ収集に出すごみが減ったという町民の方の声もお聞きしています。生ごみの削減と併せてそのような事業所の力を借り、連携していくことが減量化の目標を達成できる手だてと考えます。

13年間ではなくもっと早い時期に15%削減目標を達成し、20%、30%削減と前進し、半減に近づくことが、建設を予定されている新ごみ処理施設の焼却炉の規模を小さくすることができ、町民の負担を抑えることができます。このたび彦根愛知犬上広域行政組合議会議員になりましたので、2月定例会の会議録を頂き、読ませていただいたところ、200億円の建設費用がかかると言われています。しかし、また、各市町が実現可能とされる減量目標に沿い、可能な限り規模を縮小したいと考えているとの答弁もされています。規模が縮小されれば建設費用や処理費も下がり、町民負担が軽減されます。同時に環境保全にもつながります。町民への啓発と同時に目標達成するためには何が必要なのかをもっと検討協議して、思い切ったごみ減量化に踏み切ることを求めますが、これについての答弁を求めます。

○議長（村田 定君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁をいたします。

当町におきまして、現在15%減量化強化月間として取り組んでおりますけれども、この削減目標につきましては、現状のごみ量及び将来人口から算出をいたしますと、非常にハードルが高いといったことで、本格稼働に向け段階的に減らすことが喫緊の課題であるという認識をしております。加えて、議員御指摘のとおり、当町のみならず彦根愛知犬上地域が一体となって減量化に取り組むことが非常に重要であり、ひいては住民の負担軽減につながるものであるというふうに考えております。当町といたしましては、ごみ減量化に対する必要性、意識を高めいただけるような取組の第一歩として今回実施のほうをしておりますが、今後も引き続き、住民、事業所、行政が一体となって取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。また、目標達成に向け何が必要なのか、何が足りないのかといったことを、減量化に力

を入れておられる他の市町、そういったところの取組を今後も参考にしながら、さらなる減量化に向け努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今御答弁いただきましたが、やはりほかの市町のこともお聞きになって、そしていろいろな検討、協議を加えていただき、ごみ減量化、抜本的に改善していただきますことを期待しますので、またよろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。最後になりますけれども、高齢者福祉について2点ほど質問します。

1点目として、総合事業についてです。今年3月までの総合事業のデイサービスを愛の郷で実施していましたが、愛の郷ではやらなくなり、4月からほかの1事業所が請け負う予定だったのが事業所の都合でできなくなり、愛の郷に通っていた高齢者の方々は分散され、幾つかの事業所に通っているとのことをお聞きしています。通所されている方の状況はどうなのか、今後どのようにしていくのかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。

愛の郷でのデイサービスにつきましては、3月末での休止に伴い、町内の別の事業所での実施を調整してきたところですが、当該事業所から3月に突然の取りやめの申出を受けたという経緯がございます。

4月から新たな事業所へ通所される予定であった方が32名おられたことから、何よりもこの方々の居場所の確保に努めました。結果といたしまして、17名が別のデイサービスに通所、9名が地方創生事業の健康元気もりもり教室、居場所づくり事業に参加、2名が入院、4名が現在も調整中となっております。この4名につきましては、以前からデイサービスへの参加に消極的な意向をお持ちであったこともあり、丁寧に調整を続けているところでございます。

今後、愛の郷に代わるA型通所サービス事業の実施事業所の募集を行うとともに、日頃からデイサービスを希望される方がスムーズにサービスが利用できるよう、本人、御家族や各事業所との調整も引き続き対応していきます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁について再質問いたします。総合事業という事業は、要支援者のサービスを介護保険から外し、自治体に丸投げしてしまった制度です。ですから、町の裁量で縮小や打切り、逆に充実することもできます。愛荘町はこれまで充実した総合事業のデイサービスが行われていたと考えます。通っていた方からも本当に個人的には直接喜びの声も、楽しいということでも伺っていたところです。今、いきいきセンターはデイサービスをしておられますが、それとともに愛の郷で行われていたデイサービスも、分散はしても引き続き継続されるよう求めます。その分散状態をまた1事業所の方が請け負っていただくことになれば一番よいことかと思えますし、そのような思いで質問しておりますけれども、引き続き継続、そして充実されるよう求めますけれども、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えさせていただきます。

同じ曜日に利用される方同士のコミュニティーが形成され、愛の郷でのデイサービスを楽しんでおられたというふうにお聞きしております。福祉課担当者もそれぞれの利用者と個別に調整を行い、丁寧な対応の中で、答弁させていただいたような状況に落ち着いているようなところでございます。よい事業という認識は福祉課も持っておりますので、引き続きデイサービス事業に取り組んでいただける事業所を募集させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ぜひよろしく願いいたします。分散されて通って、今、何人かでそこに通っておられると思いますけれども、その中の1人の方からお声もいただいている、とてもよくしていただいているというふうなこともお聞きしているわけですが、やはり1事業所ということで、また集まっていただくということについては努力していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問をさせていただきます。2点目に健康居場所づくり事業についてです。これについて、3月18日の議会全員協議会で説明がありましたが、実施内容と進捗状況について答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。

本事業は高齢者の体の健康と心の健康を育む事業を展開し、健康寿命の延伸を図ることを目的に、地方創生推進交付金を活用し、実施しております。また、これらの事業に関わる個人、団体、ボランティア、企業などの地域資源を巻き込みながら、皆が支え合う地域共生社会の実現も目指しております。

実施形態といたしましては、愛荘町社会福祉協議会に事業のトータルコーディネートを委託し、体の健康づくりとして平成29年度から実施し、好評いただいております健康元気もりもり教室を継続実施するとともに、新たに心の健康づくりとして高齢者自らがやりたいことに取り組んだり、困っていることを解決する居場所づくりの場をつくっています。また、この中で買物支援も兼ねた移動支援も実施しています。

5月からは昼食に町内事業所の弁当をあっせんしておりますが、この際には健康推進課が作成した愛荘レシピ掲載の健康メニューの提供や、愛荘町産の食材を生かした地産地消の取組、また、マイ箸の使用から環境問題を考えていただくなど、昼食の弁当からいろいろなことを学んでいただけるよう工夫しております。

実施日と会場ですが、月曜日から水曜日はいきいきセンター、木曜日、金曜日は愛の郷で実施しております。健康元気もりもり教室については、5教室に計152名の登録があり、4月の実績では1教室当たり平均22名が参加されています。また、居場所づくり事業は月、水、金の午後に自由参加としており、4月の平均参加者数は20名弱となっています。

町と社協が両輪となり、まずは高齢者の分野から地域共生社会の実現を目指して事業を進めております。今後は地域資源の活用、特に町内民間企業の参画に力を入れてまいりたいと考えており、福祉の取組に興味のある企業と連携し、居場所づくり事業での講演会や講習会に協力いただくことなどを想定しており、企業の社会貢献や地域貢献にもつながる事業に展開していきたいと考えております。

人口減少と少子高齢化が加速する中で、今後担い手は減り、受け手は増えていきます。愛荘町の高齢者は生き生きしており、若者も住みやすいという愛荘モデルをつくり上げたいと考えており、将来的にはこれら事業が地域での自主的な活動へとつながっていくよう、集落サロンやグループ活動への情報提供も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今答弁いただいた内容は本当に将来的なことまで言っていたりして、本当に頑張っていたきたいと思います。再質問をさせていただきます。

この健康元気もりもり教室と外出居場所事業で健康居場所づくり事業となっていて、町民に向けた令和4年度のあなたの1日プロデュース事業との名前が参加者募集の冊子についていました。その参加者募集の冊子をちょっと手元に持っておりますが、その最後のページのQ&Aのところに、実施期間が令和4から6年度までの3年間になります。この間に集落や仲よしグループで自主的に開催されるよう支援していきますとの文章があります。先ほど答弁にもありましたように、人口減少と少子高齢化が加速する中で、今後担い手は減り、受け手は増えていく中で、3年間が終わったとき、現在参加されている方が、こういう中で3年間が終わったときに、現在参加されている方の行き場がなくなるということにならないように対策を講じることは行政の使命だと思います。本当にこの事業が3年間という、そういう制限が、期限が設けられている中で、この後どうしていくのかという本当に受皿づくりの取組が最も大変なことではないかと思います。そして、毎年毎年取組を積み重ねていかないと、3年経ったときに本当にこれになるのかならないのかということが本当に本当に難しいと思います。ですから、この受皿づくりの取組を今後どのように具体的にされていくのかについて、その計画について答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えさせていただきます。

4月から始まりました事業でありますので少し手探りの部分もございますが、パートナーであります社会福祉協議会と事業の進捗状況を確認しながら、何ができるかというのを考えていくことをベースというふうに思っております。

議員も申されたように、本地方創生事業につきましては令和4年度から6年度の3か年事業となっております。この間に希望される地域サロンや好きよりグループ等において、運動指導のできる町認定のスポーツリーダーを派遣するなどのまずは人的支援等、それと、事業の中で得たデータや活用できる団体、企業などの地域資源の紹介、居場所づくり事業で実際に取り組んだ内容を説明するなどの情報提供を行い、皆で支え合う社会である地域共生社会を地域で考えていただく機会をつくっていききたいというふうにまずは考えております。

また、平成29年度から実施しております健康元気もりもり教室が国のスポーツ庁のスポーツによるまちづくりの先進事例といたしまして、全国30自治体の中にこの健康元気もりもり教室が選ばれました。その30自治体の中でも動画紹介3自治体にも選ばれて、現在、スポーツ庁のホームページでその取組が紹介されております。議員の皆様には機会がありましたらまた詳細の紹介をさせていただきます。今回スポーツ庁に注目されましたのは、高齢者の健康づくりの継続という部分でございます。全国的にも意外に例がないということで、全国に発信できる愛荘モデルと考えており、今後、町の広報で特集を組ませていただき、地域共生社会のまちづくりをテーマにスポーツ庁の記事や自治会での先進的な取組などを紹介し、自分たちで自主的に取り組んでいただく機運を高める内容としていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当に立派な答弁をいただきましたけれども、これは本当に、やっていくのは本当に大変なことだと思いますし、何よりもやっぱりネックは担い手づくりということになると思います。それで本当にこの3年間、正念場になると思いますので、本当に気を抜くことがないように取り組んでいただきたいということを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村田 定君） 以上で11番、瀧 すみ江君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） ここで暫時休憩をします。再開を11時でお願いします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 竹中秀夫君

○議長（村田 定君） 引き続き一般質問を行います。

12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。一般質問を行います。今回は一括方式で行いたいと思います。質問事項といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が拡充された

と聞き及んでいますが、本交付金を活用した当町の対応について尋ねたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、一般質問を行います。コロナ禍における原油価格、物価高騰対策について質問をいたしたいと思います。

長期化するコロナ禍に加え、昨今の原油価格、物価高騰に対応するため、政府は去る4月26日に事業規模13.2兆円の原油価格・物価高騰等総合緊急対策を決定し、5月17日には一般会計総額2兆9,000億円余りの今年度補正予算を閣議決定をいたしました。今回の原油価格・物価高騰総合緊急対策のうち、地方公共団体には、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地方公共団体が地域の実情に応じきめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が拡充されたと聞き及んでおります。そこで、本交付金を活用した当町の対応について質問をいたしたいと思います。

まず1点目に、当町の配分額について伺います。こうした交付金は、国から各地方公共団体に配分がされると承知しておりますが、今回の原油価格・物価高騰分として当町にはどのくらいの額の配分があったのか企画政策監に伺いたいと思います。

それから2点目といたしましては、この交付金を活用した補正予算案について伺います。今回の緊急対策の効果を早期にもたすため、当町としても速やかな補正予算対応が必要と考えますが、現在の町の方針について企画政策監に伺います。

次に、3点目といたしましては、現在、新たな取組も考えているとのことではありますが、私からも給食に関連して1つ提案をさせていただきたいと思います。物価の高騰で給食の原材料費が高騰しているのではないかと心配しています。給食の原材料費は保護者の方から頂いておりますが、今回の物価高騰分を保護者負担に転嫁することがあるのではないかと考えております。私は、給食の原材料費は保護者の方から適正な額を頂くという現在の方針に賛成ですが、原材料費の急激な高騰により給食の量が減ったり、質が落ちたりするということがあっては、子供たちの健全な発達にも大きな影響を及ぼすものと心配をいたしております。そこで、今回の給食費に係る原材料費の物価高騰分にこの交付金を充て、給食の質や量を保ち、おいしくて栄養のある給食をこれまでどおり提供していただく財源に充当できないかと考えますが、この点については教育長にお考えを伺ってまいりたいと思います。

以上の3点ばかりであります。一般質問として終わりたいと思います。回答のほう、よろしく申し上げます。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） お答え申し上げます。

まず1点目にお尋ねのありました、当町への配分額についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」として当町に示された配分額は7,121万9,000円でございます。

次に、2点目の交付金を活用した補正予算についてでございますけれども、今期定例会中に補正予算を追加提案できるよう、現在庁内で検討を進めているところでございます。なお、今回の交付金は趣旨に合致する既決事業予算への財源充当も可能とされていることから、新たな施策の実施と併せ、限られた財源を効果的に活用したいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、私のほうから3点目の給食に係る御質問についてお答えを申し上げます。

学校給食における材料費の高騰につきましては、町といたしましても同様に問題意識を持っているところでございます。このような状況の中で、材料費の高騰を理由に学校給食の質を落としたり量を減らしたりすることで、園児、児童、生徒の心身の健全な発達に影響が及ぶようなことがあってはならないものと認識をしております。学校給食の材料費は給食費として保護者に負担いただいておりますが、今般のコロナ禍における原油価格、物価高騰に伴い、材料費の高騰分が保護者負担とならないよう、献立や使用材料を工夫し、給食の提供に努めているところでございます。また、高騰する材料の影響につきまして現在調査を進めており、今後、交付金も効果的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。

今ほど、何点かの質問の中で副町長なり教育長が申されたとおり、この点につきましては、特に子供さん、学校のお子さんについては、これからの重要な社会づくりい

うのか、学校のつくり健全にやっていただきたいというような中で、無駄のないような方法でやっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（村田 定君） 以上をもちまして、12番、竹中秀夫君の一般質問を終わります。

◇ 小菅久宣君

○議長（村田 定君） 次に、2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。一般質問をさせていただきます。農業振興についてということでもらせてもらいたいと思います。愛荘町農村集落の農地保全・農業振興についてということ、質問の趣旨としては、農業の衰退を食い止めていく農の雇用人材育成・半農半X推進を図る予算措置ということ、愛荘町ブランド化農産物振興事業について、愛荘町に埋もれて隠れている部分を前に掘り出すという趣旨です。もう1つは、大規模整備事業の推進（パイプライン化）、モデル地区の推進状況と次の地区事業化についてという3点について質問させていただきます。

愛荘町内の農村集落における、農地保全・農業振興対策。

主となる農業者の高齢化に伴う農業生産、農業者の減少において、各認定農業者、また中核農家の面積が拡大しています。また、集落営農についても、設立当時のメンバーが、高齢化が進んで、新しいメンバーが組織に参入できない組合もあり、解散された集落営農も出てきています。現在、その拡大された面積を耕作されている方々の高齢化が進む、大規模化された農業の継承ができず、離農される。農地の集積された田んぼを持続的可能な耕作、集落機能を生かした組織の受皿づくり、人づくり、農業者、営農、法人等にサポートできる事業、まるごと保全事業の参画の推進と、足りない、カバーできない部分を町独自の事業として農業に関わるきっかけづくり、サポート、応援、農の雇用事業人材育成事業を参画集落に創設することを考えるが、担当課の考え方を聞きたいと思います。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 議員の農村集落農地保全・農業振興についての御質問について、お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、近年の農業者の高齢化は集落営農組織にも及んでおります。

愛荘町は個々の農家から集落営農や大規模経営体に農地の集積を進めておりますが、この構造を持続していくためには、受皿となる担い手農業者の体制強化が不可欠と考えます。このため、当町では集落営農組織の機械、施設の導入、更新を町単独の補助事業により継続支援しております。

一方、農村まるごと保全向上対策は、農家の減少や高齢化で困難になっている農地周辺の整備や水路、農道の維持補修を、地域の農家、非農家が力を合わせて行う活動に対する支援策でありまして、豊かな農村の景観や農地の多面的機能を維持するために有益な事業ですが、参画団体は町内では23にとどまっております。

議員の御提案は、担い手農業者に対して農業人材育成を支援することで、集落のまるごと活動への参画を促すものとお伺いしましたが、それぞれの取組は主体も事業も異なることから、担い手支援をまるごと活動の未実施集落へのインセンティブ、誘因としていくには難しいものと考えます。しかしながら、地元の非農家の方が農作業に参加されている集落もあると伺いますので、まるごと活動の人材に農業に関心を持ってもらい、農業経営に巻き込んでいくことは可能であると考えます。また、その裾野となる活動地域を増やすことは、今後さらに重要になってくると思われまます。町では、まるごと活動の事務負担を軽減して活動の持続化と新規参画を促すため、今年4月に町の広域事務局を設立しており、当面はその運用強化を行ってまいりたいと考えます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。今の答弁の中で、まるごと事業に23集落という話になってますし、また、広域化ということを図ろうとされております。けど、その中で、私はまるごとと担い手という部分の人材育成、農の雇用ということとはまた同じように進んでいってもいいと思うんです。けど、同じように、またまるごと活動の、四十何集落あるのかな、農村集落、その中にもしっかりと根づくようにまるごとを入れてもらいたいし、また、担い手と言われる部分、集落営農に対してもしっかりとしたまるごとの中、またそのまるごと以外の部分、要するに農地の部分について、国の農の雇用事業という事業もありますけど、町独自のそういう事業を起こしてもらいたいと。担い手問題、担い手問題という問題はずっと続いております。私、20歳のときには後継者問題というような問題で世の中から聞かされ、後継者問題どうすんねや、後継者どうすんねやというような形の中で聞かさせていただきました。次に担い手という言葉が変わっております。今度は担い手問題という問題になってきて

います。また今、担い手から担い手半農半Xという形の中で、問題は、農政の中では変わってきております。半Xとは何やということは、農業しながら違うことをしなさいよと、兼業家になりなさいよというような私は意味で取っているんですけど、その問題に対して、町としても担い手というのは大事や、また、認定農家、集落営農に強化するということがあります。けど、その中で、ちっともその中が進んでないと。40年同じことを言っているだけで変わりはないと。多様な担い手という中で、やっぱり多様な担い手を育てるためには、しっかりしたやっぱり行政手腕、行政の導きをないことには、担い手に皆任しておいたらいいと、担い手が頑張ってたらいいいというだけではもう持っていけない状態がもう目の前に来ているんですけど、その点について危機感のほうは、担当課のほうはどういうふうに思っただけでいいか答弁願います。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） お答え申し上げます。

担い手の問題、課題というところが多年にわたって続いてきたという現状につきましても、その間に担い手に農地を集積し、経営力をつけていただいたというその政策の成果というところもございまして、農地がより少ない農家の方に偏ってきたというところで、集落の中でも多様な働き、農業の行う多様な働きというものが失われてきているという弊害が起きてきた副作用的なものというのを感じておりまして、まると事業という活動は、その副作用であります農家、担い手の不足ということカバーするという事業だと思います。

国の政策といたしましても、その担い手対策には多様な補助金、そして集落の営農の活動支援、また農地の集積といったところで様々な取組がございまして、一般の農家さんにはそれがないというところで、リタイアをしていただくその過程において農地集積の協力金などを交付する中で集積を進めてきた現実です。その担い手に今、集中してきた農地以外で、その周りの農道ですとか水路がどのような仕組みになって維持していけるかというところはこれからの課題でもありますし、半農半Xということだけでは埋まらない問題かもしれません。その担い手というところの対策を愛荘町も進めてきたと申し上げましたが、それをカバーする政策として今のまると活動の広域化というところで、農地の、農業の、その多面的機能を維持していきたいというところは変わりませんので、何とぞその運用強化というところを見ていただきたいと存じます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。

担い手強化という中で農地の集積をされた、それ自体が集落機能をちょっと崩されてきた。任しておいたらええのや、あの人に任しておいたらええのや、まるごとみんな任されてしまうことによって、農家自体は大変になってくる。任せておいたらええのやという集落があるさかいに、まるごとかても今、二十何集落しかできていない。半分の集落がまるごとに手挙げられていない。あの人に任せておいたらええのや。これ、国の施策の1つの弊害かなと思ったりもします。そこを何とか直していく、変革していかななくては、担い手として農業に関わる次の世代につないでいけないという部分がある。それで国の施策の中で町はこうした形を町の事業として載せてきてもらったんですけど、そこに弊害として気づきを求めんことには、このままいくとまだまだ同じような形、私も多くの方々、トラクターで転落された方々、病気やさかい頼むで、頼むでって言われた方々、またそういう方々の面積を受けながら若いときからさせてもらいました。けど、そういう中で、農地の集積が図られてきた。けど結局そこに、農地の保全はその人たちに任されてきただけであって、国かても農の雇用という事業を打ち出してきてるんやけど、人材を育成するために月、かかり増し費用というて、指導料、時間給3,000円の月19万7,000円でしたかいな、これが最高額で、研修費として約3万円月出します、年間出しますよというような事業やったと思うんですけど、それを私も使ったことあるんですけど、またもう一つ使われる人がまだあまり少ない、多くの人が使われてない。だからもうちょっと使い勝手のよい愛荘町版をつくれなかなというのが私のこの答弁の人材育成事業であって、さっきも、何やったかな、福祉の関係での福祉の担い手という話が出てましたけど、その担い手をしっかり育てる上でも、こっちは先に、平成6年、5年のときに細川内閣、当時の細川内閣のときにミニマムアクセスという形の中で米を入れられてきた。その補助金で集落営農がこれだけ日本の農業を守ろうという形の中でできてきた。そういう流れの中があります。けど、今の集落営農自体もその時点で高齢化がきている。次にそこをどう育てていくのかというのが、私の思っているこの愛荘版人材育成事業、農の雇用というふうに考えるんですけど、国の事業ばかり流してるんじゃないかって、独自の事業をしっかりと構築せんことには、愛荘町の様々な担い手に対してにやっぱり前向きな事業として、持続性可能な農業が続けられないかなと思うんですけど、それに対

して答弁願えませんやろうか。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 議員のお考え、今の担い手の切実な現状というところで、担い手自身にも後継対策ができていないというところのフォローアップをということだと認識いたします。農業に関心を持つ方は現在でも衰えることなく非常にたくさんいらっしゃると思いますが、なかなか農業の世界というところに入っていきにくい。そういったところで御支援できるのであれば、そうした事業というのは今の農の雇用事業はじめ複数ございますが、なかなかそれが機能していないというところでありますと、確かに地域ごとに新たな施策が必要かもしれません。まず担い手さんの後継者対策という点では、県、そして農協を通じていろいろ働きかけもしておりますし、その事業の中で今、取組を進めておるところでございますが、今の町独自のということになりますと、その設計も大変、不足している部分は何かという見極めも要りますので、なかなか難しいものがあるかと思います。さっきのまるごとの事業というのはあくまで集落の農業の多面的機能ということでお伺いいたしましたが、またそこは違う働き、担い手の継続というところの働きの中で複数の課題はあろうかと思いますので、その1つとして私どもも勉強してまいりたいと思います。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。

ありがとうございます。新たな担い手、農業したいと言うてもなかなかできない。土地利用型に関しては大変難しい。お金もかかるし、施設もかかるし、最後やっていることも辞めて私にとということもできないし、だからそういう組織に入り込むということも大切かなというふうに思います。

またもう一つ、施設に関しては、まだまだ取りかかりやすい。土地利用型じゃなくて野菜とか施設とかそういうことに関しては、農地があれば自分の努力で物事が進んでいく。それもやっぱり経営というものがあるんですけど、そういう中では進んでいきたいなと思いますけど、土地利用型での農地というのが大変やというのが一番の問題で、そこに支援をとということの思いです。これからいろいろ課題もありましようと思いますけど、私も一生懸命役場担当課と話しながら前向きに進めていきたいと。そうでないことには、自分たちのこの農村集落の担い手はどうするんやという話にもなります。行政だけの問題でもありません。やっぱりそういう中で、末端、耕作者、ま

た農遊倶楽部等、そういう場を使いながらどうするんやということもしっかり担当課と話していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2つ目の質問に入ります。愛荘町ブランド化農産物推進農業振興ということで、3月の議会の町長答弁で、ブランドの話がありました。何とかしたい、何とかした形で事業の推進をと思い、一般質問いたします。

愛荘町の農村集落内の田んぼ、畑を耕し、作物を育てることにより、農地の保全、環境を維持したことが現在に引き継がれてきました。その過程などが歴史、風土、文化となり、愛荘町独自の環境が物語となり、ストーリーを生みます。それこそオンリーワンでブランドです。当たり前気づき、掘り起こしでブランドを作る。例えば、愛荘町のあしょうさんで、あしょうさん米、あしょうさん野菜、あしょうさん農畜産物、あしょうさんシリーズのアイテムを前に出し、事業展開、JA、関係機関と連携し、一緒に生み出すことにより、次世代へ意欲ある農業者、また、現代感覚で農業に若者が参入しやすい。補助事業のアイテムの創出、多くの農産物が、素材が生かされる商工業者に使ってもらえる。地産地消、活気ある開かれたまちづくり、愛荘町がにぎわえば次世代に持続可能な農産物が生産できる。ブランド推進プロジェクト協議会の設立を考えるが、担当課の考えを聞きたいと思います。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） お答えいたします。

歴史ある愛荘町には種々の物語が息づいており、また、地域に息づく人の営みがオンリーワンの手仕事や特産物を生み出してきました。議員のおっしゃるように、このオンリーワンが町の強みであり、ブランドになり得るのだと考えます。

第2次愛荘町総合計画の農林業の振興では、秦荘の山芋をはじめとした特産品の継承や創出、地域ブランド化の推進など、農商工連携、6次産業化に対する支援をうたっておりまして、これまで特産品の生産者とJAや商工業者が協力した取組によって、山芋を使用した66うどんやジェラートなど数々の商品が生み出されてきました。

また、JA東びわこが平成2年度に策定した第6次地域農業振興計画においても、特色ある農畜産物の生産振興や意欲ある担い手の育成等、具体策を上げ、地域ごとの特産品支援に取り組むとされています。この管内にも特筆すべきブランド農産物がありますが、毎年購入者の行列が話題になる彦根梨は、昭和60年に県とJAが集落に働きかけ、干拓農地に16人の梨生産者を募ったのが始まりでした。最初は無名だっ

た梨は、味のよさが徐々に評判となり、約20年かけて地域を代表する特産品に成長いたしますが、その間、土地改良区が果樹園のかさ上げや集約化など生産基盤を整備し、JAが選果場など販売体制をつくり、市は販路の確保を支えるなど、各機関がその時々で協力して生産者に伴走したと伺います。

町としましても、ブランド推進には関係機関との連携は欠かせないものと考えます。JAの野菜部会など、生産者同士が話し合う既存のプラットフォームも多くありますので、行政としてどのようなアシストができるか考えながら、意欲ある農業者が商工業者や観光事業者などとともに特産品振興やブランド化を話し合えるよう働きかけてまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。

先ほど、私の質問の中であしろうさんという話をさせてもらいました。あしろうさんの頭にはびんてまりが乗っています。愛荘町、旧愛知川町の時代かと思えますけど、愛知川町の時代にあのびんてまりをここまでPRした。テレビ放映までされました。どうしてあの中にびんてまりが入ったのかみんな不思議に思われて、愛荘町に来られた人、愛荘町にはこんなもんがあるんや、それがやっぱり愛荘町の1つのあしろうさんの頭のブランドになり、またこの山芋、剣のように差しております。それは秦荘地域の、やっぱり秦荘で山芋を作るんや、山芋の中で特産品を作るんやという生産者の中で生まれた山芋だと思います。そういう形の中で、あしろうさんという1つのマスコットができて、その当時どうなったんか知りませんが、しっかりそのあしろうさんが愛荘町の目玉となったのか、なっていないのか。それはやっぱり愛荘町になって、愛知川町時代、秦荘時代、作り上げてきたものが1つの形となり、風土、またそういうことでブランドとなっていく。それにみんながみんな1つになっていかなあかん。先ほども66うどんの話もありました。山芋を使った66うどんなんです。作った中で、それも一緒にそういう一つの愛荘町の中のプロジェクトというふうな形の中で盛り上げていこうという一つの形が欲しいなというのが、もう一つ前へ行かない部分。先ほども言いましたように、びんてまりの、あれはテレビ放映、毎日放送やったか朝日放送やったかちょっと私も忘れたんですけど、愛知川町時代にこんなことをしてPRしはる行政の職員さんがいはるんやなというふうに、行政だけか商工会かどうか私は分からないですけど、あれは私にとっては画期的な、愛知川町を前に出した形やな

というふうに思います。

そういう中でもやっぱり地産地消の中で生まれてきたお酒とか、地産地消の中でまたこういう麻のシャツが前に出されてきて、こういう議場の中で麻のシャツを着るようになったのかなというふうに思います。そういう部分をしっかりと前に出す、考え抜く、農業だけやなしに、農業も商工業者の中と一緒に、またそれにプラス愛荘町を前に出すことによって、1次産業である農産物と一緒に物事が動くんじゃないのかなと。農業だけじゃなくて全体を考えた中で、そういうブランド、愛荘ブランドを生み出せないのかなという部署を総合的な課の中で考えてみたらいいかなと思うんですけど、町長、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） ずっと拝聴しておりましたら、いきなり御質問になりましたので。

おっしゃっていただいておりますこのブランドというところは、私、大変大事だというふうにかねがね思っております。何かと申し上げますと、やっぱり付加価値に対して人がお金を払うということをこの間の答弁の中でももしかしたら触れておりましたかもしれませんが、その思いがありますゆえに、麻の発信の部分をお触れいただきましたけれども、庁内の様々なPR、動画等々も大変よいものがこの春には完成をしております。これ、現在町内の施設、図書館とかそれぞれの観光の施設のほうでも今見ていただけるようになっておりますけれども、やはりブランド化というのは農業のみならずいろんな経済界の部分、製造業の部分も含めて、さすが愛荘でできているものはよろしいということを引きつけていかねばならないということで取り組んでいるものでもございます。事農業の部分でのブランド化ということで成功していただいているのは、もちろん秦荘の山芋ということで、これは本当に振興会の皆さんに本当に敬意を持っているものでございますが、それ以外の部分にしてもより顔の見える農業、もちろん近隣の町においても、お隣の町においても米のブランド化ということに大変力を入れていらっしゃるって、その発信というのはさすがでいらっしゃるなというふうな方々も近くにはおられます。そういう点におきましては、今これを町のほうで全てやっていこうということではまた、これ、成就しないということは小菅議員も何となくお感じいただく部分等あるとございます。やはり生産をしてくださっている方、それから私たち行政、また、いろんな流通等々も担っていただいているJA、プ

口の方々もおられます。そういう方々でやはりフラットにこのテーマということをし
っかり膝詰めを進めていくということは大変肝要だと思いますので、今回このように
小菅議員からも、本当に農業にしっかりと信用を重ねてきてくださっている方からの、
議会に上がられての今回のこの質問ということでもございますので、どのような
ことができるかというところをしっかりと皆と協議もしながら、また小菅議員からも、
この議会も含め、また議会以外の部分でもいろいろとお力を賜っていただければ大変あり
がたいと思うところでございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。

ありがとうございます。3月議会であれだけブランドと付加価値のことを町長さん
が話されたことを持っておられるんやな、しっかりやっつけていかなあかんという思い
の中で取り上げさせてもらいました。けど、これはやっぱり個人的にやることにも限
界があるんです、限界が。だから、こういう形の中でひとつ輪を作らんかな、行政だ
けじゃなしにJA含めて輪を作れたらいいなという思いの中でやりたいなと、残して
いきたいなというふうな思いで質問させてもらっています。というので、これからい
ろいろと、後継者の問題も、またブランドの問題も皆残されたもの、昨日発言された
ふるさと納税の話も、そこに皆つながってくるんやないのかなというふうに思います。
そういうふうな思いをやっぱり持ちながら、これから前向きな話もしていきたいと思
いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に行きます。大規模整備事業の推進について。

愛荘町内にある土地改良区、2地区の秦荘・愛知川土地改良区の農用地施設の老化
が問題となり、再整備の事業となっています。事業を推進されていますが、令和4年
6月現在で先行事業としてモデル地区と次の事業化される進捗状況の進み具合、集落
との話合い状況、秦荘・愛知川土地改良区と町との事業推進に向けての作業分担につ
いて、また、課題等について担当課の話を聞かさせていただきたいと思います。よろ
しく願いいたします。

○議長（村田 定君） 農林振興課、土地改良担当課長。

○土地改良担当課長（楠 真二君） 御質問にお答えさせていただきます。

今年6月現在の土地改良施設大規模更新事業の進捗ですが、事業計画の最終調整を
完了し、今月中に事業計画書などを県へ提出いたします。その後は、国との協議を経

て、11月に事業採択申請書を県へ提出し、土地所有者や耕作者からの同意を得る等の土地改良法による法手続の後、令和5年度から事業着手する予定です。これらを着実に実現できるよう、土地改良区と準備を進めているところでございます。

次に、集落との話合いの状況ですが、モデル地区については、土地改良区組合員による事業推進会議を窓口として、土地改良区と協働し、進捗等を説明しております。そこでいただいた多くの御意見等は事業計画へ反映しています。また、事業推進会議の委員の皆様には、土地所有者や耕作者との調整役なども担っていただいております。モデル事業以降の話合いにつきましても、各土地改良区理事会で御意見等をいただいております。今後は、令和5年度以降の第2期事業計画策定業務に向けた原案を土地改良区で取りまとめ、各理事会で協議、決定されることで調整を行っております。

3点目の秦荘・愛知川土地改良区と町との業務分担ですが、具体的な業務として、権利者等への事業参画同意の取付けや施設整備の水準と技術的な判断等は土地改良区が担い、農地集積や担い手確保、県への要望等は町が担うことでそれぞれの役割を調整しているところでございます。また、ほかの農業基盤整備事業におきましても、今年度から当課の職員体制を強化いたしましたので、早期着手に向け、関係団体や地域と連携し、事業を推進してまいりたいと存じます。

4点目の課題や諸問題ですが、当更新事業は町内のほぼ全域である約1,000ヘクタールを10エリアに分け、順次整備していくという計画でございますが、担い手への農地の集積、集約化率の向上が農家負担の軽減につながるという制度を活用することから、人・農地プランに基づくさらなる農地の集積、集約化の推進や担い手の強化が肝要であると認識しております。

以上です。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。

今、モデル地区として事業が進んでいる部分、要するに国のヒアリング意見等として出してもらっている部分は、令和5年度から事業着手の予定ですということですが、次の事業化については、まだ予定ができていない。どこがされるということが分かっていない。また、次々と毎年のように次の事業化のヒアリングを受けていく状態にはまだなっていないというふうに私は今取ったんですけど、その点について答弁願います。

○議長（村田 定君） 土地改良担当課長。

○土地改良担当課長（楠 真二君） 今ほど、第2期以降の事業計画ですけれども、改良区のほうとは打合せをしておる状況でございます。順番等につきましては、当然まだ決まっております。集積率など直近のデータを調べた上で、改良区のほうで素案をまとめた上で、各改良区のほうに協議の上、当然、町のほうも中に入りますけれども、順番を決めていくということで調整しているところです。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。

まだ調整中という話だろうというふうに感じました。先ほど私が質問の中で土地改良区と愛知川、農林振興課、町との業務分担というような話をさせてもらったんですけど、その中で、愛知川土地改良区は権利者と事業参画者の取付け、施設整備の水準、技術などの判断は土地改良区が担い、農地の集積や担い手の確保等の県の要請については町のほうという話、その部分について、しっかりこの業務分担、町の考え方と土地改良区の考え方がしっかり伝わって行って、そのような形の中で動いているのか動いていないのか、その点についてちょっと質問したいと思います。

○議長（村田 定君） 土地改良担当課長。

○土地改良担当課長（楠 真二君） 御質問ありがとうございます。

各改良区と町の行政のほうとの打合せと支援と思っても含めてどういうことかということですが、月1回の進捗会議を土地改良区事務局のほうと毎月させていただいております。そこで情報を共有した上で、ずれがあった場合は軌道修正しながら、同じように情報共有して事業推進を進めているという状況で、こちらについては当然、今後も大きな事業でございますので継続してしていくということでございます。当然今回の大規模以外の基盤整備事業も同様の進め方になろうかというふうに思います。以上です。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。

ありがとうございます。しっかりとした話し合い、しっかりとした業務の役割分担の中でしっかり進めていってもらいたいと思います。本当言うたら、もう次の事業が決まっていて、次々となされていくのが私はええのかなと思うんですけど、今、土地改良区の中でこんだけ担い手のほうに農地が寄っている、まるごと自体も参画できると

ころもできていないという中で、そういう旗振り役、地権者のまとめという旗振り役が地域の中でしっかりとリーダーを決めてやっていかんことには、なおさら、後ずるずるとなってしまうことになろうかと思しますので、土地改良区、愛知川、また地権者、土地改良組合員、しっかりとしたスクラムの中でリーダーを決めて進んでいてもらいたいかなど、事業促進を願いたいということで、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（村田 定君） 以上で、2番、小菅久宣君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） 暫時休憩をします。再開は午後1時でお願いします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（村田 定君） 日程第2、報告第3号 令和3年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町部局の報告を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 報告第3号を説明をさせていただきます。議案書1ページをお願いをいたします。

報告第3号 令和3年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を報告するものがございます。

2ページをお願いをいたします。今回は3月議会等で御議決等をいただいております案件の御報告となっております。金額のみ報告とさせていただきます。令和3年度から4年度への繰越しでございます。一般会計でございます。

上段からでございます。2款総務費電算システム開発業務委託事業、翌年度繰越額が273万2,000円となっております。3款民生費、3つございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で9,094万3,000円の繰越しとなっております。その下、福祉センター愛の郷空調設備改修事業6,945万4,000円、子

育て世帯臨時特別給付金給付事業といたしまして507万円の繰越し、その下6款農林水産業費でございまして、西部地域土地改良事業基本構想策定事業396万円の繰越し、8款土木事業でございまして、5つございます。上段からでございます。道路新設改良事業1,243万2,000円の繰越し、その下、町道長野外周道路3号線道路改良事業1,200万円、その下、町道長寿命化修繕計画策定事業1,000万円の繰越し、町道橋梁維持修繕事業で3,500万円の繰越し、生活環境整備対策事業で650万円、10款教育費でございます。2つございまして、教育施設アフターコロナ対策事業で829万4,000円、その下、幼稚園小学校LED照明・トイレ改修事業で4,916万3,000円、最後11款災害復旧費といたしまして、農地等災害復旧事業で729万1,000円、合計3億1,283万9,000円の繰越しとなっております。財源内訳につきましては、裏の記載のとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村田 定君） これで報告第3号を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○議長（村田 定君） 日程第3、報告第4号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。

産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、私のほうから報告第4号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書について御報告申し上げます。議案書3ページを御覧ください。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、予算の繰越しについて御報告するものでございます。繰越しを行った事業につきましては、議案書4ページに記載しておりますとおりでございます。

公共下水道舗装復旧工事事業（川原工区）1件でございまして、予算計上額536万1,000円で、全額を翌年度に繰り越したものでございます。繰越しの理由につきましては、設計の違算による落札決定取消しにより、令和3年度内の事業の完了が困難になったことによるものでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（村田 定君） これで報告第4号を終わります。

○議長（村田 定君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第4、議案第25号を日程第5、議案第26号の次に変更し、日程第5、議案第26号を先に審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第5、議案第26号を先に審議することに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第5、議案第26号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第26号を御説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,389万4,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書の事項別明細書で各科目の補正額及び主な内容を御説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。

まず、歳出でございます。14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金3節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金108万円の増額は、ワクチン接種4回目に伴う事業経費によるもので、10分の10の負担率となっております。

下段2項国庫補助金2目民生費国庫補助金22節子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金2,500万円の増額は、昨年度に引き続き、子育て世帯に対する生活支援給付金の給付に係る事業費で、10分の10の補助となっております。

23節子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金550万円の増額は、同じく給付金の給付に係る事務費となっております。

その下、3目衛生費国庫補助金7節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,605万6,000円の増額は、4回目のワクチン接種に係る体制確保のための事業補助で、これも10分の10となっております。

その下、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金1,232万5,000円の増額は、財源調整によるものでございます。

続きまして7ページをお願いいたします。20款諸収入5項雑入5目雑入1節総務費雑入154万9,000円の増額は、令和3年度の大雪による施設被害等における修繕に対する保険金の入りでございます。

続きまして、歳出になります。補正予算書の8ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費10節需用費23万1,000円の増額は、道路交通法施行規則の一部改正に伴いまして、10月1日からアルコール検知器による酒気帯びの有無の確認を行うことに伴うアルコール検知器の購入費用でございます。

5目財産管理費516万4,000円の増額は、取得を計画しております旧警察官舎の解体工事に伴う設計業務委託料及び登記手数料の計上でございます。

下段でございます。6目企画費10節需用費29万9,000円の増額は、令和3年度の大雪によりゆめまちテラスえちの施設の一部が破損したため、修繕費を計上したものでございます。保険対応となっている案件でございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費10目福祉センター費10節需用費200万5,000円の増額は、令和3年度の大雪によりましてはつらつドームの東側フェンス及び屋根、それとけんこうプールの屋根がそれぞれ被害を受けたため修繕するものでございます。また、けんこうプールの施設の一部、プールろ過器及び空調室外機の圧縮機もそれぞれ修繕するもので、その経費を計上したものでございます。

下段でございます。2項児童福祉費1目児童福祉総務費3,060万3,000円の増額は、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う事務事業経費の計上でございます。主な内訳といたしまして、3節職員手当等52万8,000円の増額は、職員の勤務手当でございます。

9ページをお願いいたします。12節委託料440万円の増額は、給付管理等に伴いますシステム開発費でございます。18節負担金補助及び交付金のうち、特別給付金が2,500万円の増額については、1人当たり5万円で500人分の予算を計上

しております。

下段でございます。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の7節報償費から13節使用料及び賃借料までは新型コロナワクチン接種4回目の実施予定に伴う事務事業経費でございます。主な内容でございますけれども、7節報償費108万円の増額は、医師等への謝礼、11節役務費139万7,000円の増額は、接種券の印刷または郵送代、電話代等でございます。12節委託料1,428万9,000円の増額につきましては、接種に係る業務を一部委託するための委託料及びシステム改修に係る委託料の計上でございます。

以上が新型コロナワクチン接種に係る事業分でございます。

予防費の一番下でございますけれども、18節負担金補助及び交付金319万円の増額は、ヒトパピローマウイルスワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方が令和3年度末までに自費で任意接種を受けた場合に対し助成を行うため、助成金を計上したものでございます。

10ページをお願いいたします。8款土木費5項住宅費2目小集落地区改良事業費14節工事請負費120万円の増額は、分譲募集を行う区画において、造成時の土の入替えが不完全であったことが判明したことから、土の入替え工事を行うための費用を計上したものでございます。

下段でございます。10款教育費2項小学校費1目学校管理費17節備品購入費60万円の増額は、令和4年3月に受けた町内小学校への総額60万円の寄付について、匿名での御寄付でございますけれども、寄付いただいた方からの御意向もあり、愛知川東小学校へ30万円、愛知川小学校へ10万円、秦荘東小学校へ10万円、秦荘西小学校に10万円、それぞれ計上させていただいたものでございます。

次に、3項中学校費2目教育振興費17節備品購入費50万円の増額につきましては、これも令和4年3月に受けた中学校への総額50万円の寄付でございます。寄付をいただいたみずき舞様の御意向によりまして、愛知、秦荘の両中学校に音楽関係の備品購入費としてそれぞれに25万円を計上したものでございます。

次に、5項社会教育費6目公民館費10節需用費38万5,000円の増額は、愛知川公民館の廊下で雨漏りが発生し、新型コロナワクチン接種を実施するに当たり不都合が生じるおそれがあることから修繕費を計上するものでございます。

次ページをお願いいたします。6項保健体育費2目体育施設費10節需用費19

万7,000円の増額は、愛知川武道館のガラスの破損による修繕を行うための経費を計上したものでございます。

続きまして、12ページでございますけれども、この12ページから14ページにかけては給与費明細書ですので、よろしく願いをいたします。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第26号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（村田 定君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、6月8日から6月16日までの9日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、6月8日から6月16日までの9日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は6月17日金曜日午前9時から本会議ですので、
よろしくお願いをします。

また、議会運営委員会を6月16日木曜日午後1時30分から開催し、全員協議会
を午後2時から開催しますので、よろしくお願いをします。この後、1時30分から
議員のみの全員協議会を開催します。よろしくお願いをします。

御苦労さまでした。

延会 午後1時19分